

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さぬき恵寿会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等には、当分の間、報酬を支給しないこととする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、次の用務に従事したときは、費用を弁償することができる。

- (1) 理事会及び評議員会に出席したとき。
- (2) 監事が監査を行ったとき。
- (3) 理事長が費用の弁償を要すると認めた用務に従事したとき。

(費用)

第4条 費用弁償の額は、1回当たり10,000円とする。

- 2 1回当たり限度を超える費用については、信憑書類を提出させ、理事長の決裁で実費を支給する。
- 3 出張費用については、法人職員の「出張旅費規程」の職員区分の「施設長・事務長」欄に規定する旅費を支給する。

(その他)

第5条 本規程によりがたい事項については、理事長がその都度決定する。

附 則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。